

令和8年度寒川町給食サービス事業受託事業者募集要項

1. 目的

この募集要項は、寒川町給食サービス事業の受託事業者の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 事業の概要

事業の詳細については、別添「寒川町給食サービス事業仕様書」を参照のこと。

(1) 事業名

寒川町給食サービス事業

(2) 事業方針

下記の受託条件を満たす事業者と委託契約を締結し、利用者は事業者を自由に選択して給食サービスを受けるものとする。

(3) 委託料

寒川町から支払う委託料単価は、1食あたりの配達費及び安否確認費相当分として256円（税込）以下の金額とする。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 受託条件

(1) 寒川町介護予防・生活支援サービス事業実施要綱及び寒川町給食サービス事業仕様書に基づき給食サービスを実施できること。

(2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく飲食店の営業許可を受けている事業者で、寒川町内または寒川町の近隣市に調理を行うための施設・設備を有し、調理から配達及び安否確認の一連の業務を事業者の責任によって実施できること。

(3) 当該業務の契約締結までの間、本町から指名停止を受けていないこと。

(4) 寒川町暴力団排除条例（平成23年寒川町条例第11号）第2条第1号、第3号又は第5号に該当しないこと。

(5) 過去5箇年の間に本町、国、その他地方公共団体と契約し、実績があること。

4 申込方法

(1) 関係書類

寒川町健康福祉部高齢介護課高齢福祉担当窓口にて受け取るか、寒川町ホームページからダウンロードすること。

(2) 必要書類

- (ア) 寒川町給食サービス事業単価見積書 兼 受託申込書
- (イ) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可書の写し
- (ウ) 管理栄養士免許証または資格証明書の写し
- (エ) 提供する食事の写真及び献立表
- (オ) 過去5箇年の間に本町、国、その他地方公共団体との契約を締結したことを証明する書類（契約書の写し）
- (カ) 食品の衛生に関する保険及びPL保険等に参加していることを証明する書類の写し

(3) 申込先

寒川町健康福祉部高齢介護課高齢福祉担当窓口を持参または郵送

5 契約の締結について

(1) 契約予定時期

提出書類の内容を確認ができ次第、契約を締結します。

(2) 契約予定業者数

受託条件を全て満たし、提出された書類に疑義がない事業者全てと契約を締結します。そのため、複数者が事業を受託する可能性があります。

6 その他

(1) 説明会等の実施

新規契約予定事業者を対象に、要望に応じて事業の開始に向けた説明を電話等で行います。

- ・日時等：別途調整します。
- ・内容：事業内容の説明、契約方法等

(2) 配布用メニュー作成（申込み時点で10部程度。以降は必要に応じて）

利用者が配達業者を選ぶ際の資料を用意してください。次の基準を満たすものとします。

ア. サイズ：A4版（両面、カラー印刷可）

イ. 記載内容：給食の内容、個人負担金額、業者名、連絡先を明記すること。

7 過去の実績データ（参考）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ配食数	約2,800食	約2,900食	約3,700食

8 問合せ先

寒川町健康福祉部高齢介護課高齢福祉担当

電話 0467-74-1111（内線 131）